

放射線の訪問測定を始めます

☎放射線対策本部(総務課)☎内線 1522

不安軽減、安全安心な住環境の確保

空気中の放射線濃度

(単位：マイクロシーベルト/時間)
☎環境保全課☎内線 2514

●小中学校 12月6日(四)測定

南中学校庭	0.22
北中学校庭	0.15
千代田中学校庭	0.22
下稲吉中学校庭	0.21
下大津小学校庭	0.21
佐賀小学校庭	0.18
志筑小学校庭	0.14
下稲吉小学校庭	0.20
美並小学校庭	0.18
志士庫小学校庭	0.19
上佐谷小学校庭	0.15
下稲吉東小学校庭	0.19
牛渡小学校庭	0.15
安飾小学校庭	0.16
宍倉小学校庭	0.19
新治小学校庭	0.24
七会小学校庭	0.16
神立幼稚園	0.20
くりのみ自然幼稚園	0.19

▶測定地点
幼稚園・小学校 地上 0.5m
中学校 地上 1m

●保育所など 12月7日(四)測定

わかぐり保育所庭	0.22
やまゆり保育所庭	0.24
さくら保育所庭	0.21
第1保育所庭	0.23
のぞみ保育園庭	0.21
美並未来みなみ保育園庭	0.20
霞ヶ浦保育園庭	0.18
やまゆり館庭	0.19

▶測定地点 地上 0.5m

●公園など 12月9日(金)測定

桜塚公園	0.22
逆西第1児童公園	0.20
フルーツ公園通り	0.20
稲吉ふれあい公園	0.24
大塚ファミリー公園	0.24
大塚自然体験の森	0.21
第2常陸野公園	0.21
多目的運動広場	0.27
戸沢公園運動広場	0.21
わかぐり運動広場	0.26
第1常陸野公園	0.21

▶測定地点 地上 0.5m

放射性物質を含む農業集落排水の脱水汚泥について

☎下水道課

通常であれば市内の農業集落排水(以下、農集)処理場から排出される脱水汚泥は、農地還元を目的として処理業者のもとへ運搬されそこで堆肥化され製品堆肥として流通していました。しかし、このたびの地震後の福島原発建屋からの放射性物質の飛散により市内の農集処理場の汚泥中からも放射性物質が確認されています。

5月20日 市内農集 8つの処理場から汚泥中の放射性物質濃度をはじめて測定
5月下旬 農林水産省から濃度基準が出されていなかったため、汚泥の搬出を自粛し、その汚泥は処理場敷地内に仮置きすることにした。

(仮置風景)



↑ブルーシートの上に並べる(地面に染み込まないように敷いてある)



↑最後にブルーシートをかぶせて雨水が浸入しないようにする

▶仮置きした汚泥は、底面と表面をブルーシートで覆い、漏れや飛散を防止しているため、人体への影響はありません。

6月17日 濃度が8,000ベクレル/kgであれば今後居住の用途としない土地であれば、埋立処分を可能とする(農林水産省基準)。

6月24日 処理場から排出される脱水汚泥の濃度が200ベクレル/kg以下であれば、汚泥肥料の原料として使用できる(農林水産省基準)。

8月1日 製品化(販売用肥料など)をした場合に、400ベクレル/kg以下になるようにする(農林水産省基準)。

▶現在、200ベクレル/kg以下の濃度のものを処理業者へ搬出しています。
▶定期的に各農集処理場の汚泥中の濃度を測定していますが、200ベクレル/kgを超過したものは処理業者へ搬出することができないので、敷地内に仮置きしています。これらについては、焼却後に埋め立てとする処分方法を検討しており、引受先を探しています。

[参考]各農集処理場の脱水汚泥中の濃度測定結果(単位：ベクレル/kg)

	志筑	千代田東部	土田	新治	上稲吉	深谷	大和田	柏崎
5/20	6.6	50	430	350	153	290	111	230
8/8	64	134	320	320	260	168	149	183
9/13	170	153	330	300	410	159	165	174
10/12	128	179	280	300	320	128	188	179
13/31	—	—	—	—	—	115	104	179
11/14	161	166	201	258	260	108	68	213
11/28	—	—	—	—	—	80	123	131

▶徐々に濃度が下がってきている傾向にあります。
▶濃度測定の頻度は、10月からは千代田地区が月1回、霞ヶ浦地区が月2回です(処理場の構造によるもので、農林水産省が示す基準に従うものです)。
▶田伏浄化センター(公共下水道)は、5月下旬～7月下旬までは汚泥処理業者の都合により一時汚泥の搬出が中止となっていました。濃度が基準以下のため8月からは汚泥の搬出が再開されました。現在、仮置きはありません。

市民の皆さんが安心して生活できるように、小・中学校や保育所、幼稚園、公園など40箇所の放射線量定期測定(市ホームページ・広報誌で公表)に加え、市内の一般家庭や事業所など身近な生活環境における空間放射線量を訪問測定調査し、皆さんのさらなる不安軽減や安全安心な住環境の確保に努めます。

▶対象者

- 1 市内に居住する個人または法人(事業所)および団体
- 2 市内に宅地などを有する方

▶測定箇所

市内の身近な生活空間(玄関・庭・事務所・駐車場・日常使用する場所など)

▶測定機器 携帯型環境放射線モニタ

▶測定日・測定時間

平日(四)～(金) 9:00～12:00 / 13:00～16:00 の間の30分以内
※申込者または家族の方の立ち会いをお願いします。

▶訪問者 測定員

▶申込開始日 **1月10日(火)** 8:30～

▶測定開始日 **1月18日(四)**

▶申込方法

平日 8:30～17:15 の間に放射線対策本部(総務課)へ電話でご予約ください。

▶測定料金 無料

▶注意

- 1 多くの方にご利用いただくため、予約は1回とさせていただきます。再度測定を希望される場合は、あらためて予約をお願いします。
- 2 測定器は空間の放射線量(ガンマ線)を測定するものです。食品や水、土壌などの測定はできません。
- 3 測定値は、自然界からの放射線を含む値になります。また、機器の仕様で±10%程度の誤差が生じることがあります。
- 4 測定結果は参考値扱いとなり、取り引きや証明などには利用できません。

◆市放射線対策本部を設置

☎福島第一原子力発電所の事故の影響により、長期化する放射線問題に対し、宮嶋市長を本部長とする「かすみがうら市放射線対策本部」を設置しました。

◆個人所有地の除染

☎環境省が定める除染の目安は毎時0.23マイクロシーベルトであり、市の公共施設では、この数値をおおむね下回っています。

☎しかしながら、雨どいの下や水の集まる箇所では、周辺より放射線量が高くなっている場合があります(マイクロホットスポット)。

☎マイクロホットスポットの数値が気になる場合は、表土と下土を入れ替えるなどにより除染ができます。

☎取り除いた土は、ビニール袋に入れて30cmほど穴を掘って人が近寄らないような場所に埋めてください。